

給水装置設計施工指針 新旧対照表

新	旧
(総則)	(総則)
<p>第1章 2 用語の定義 略 (4) 主任技術者とは、<u>国土交通大臣及び環境大臣が交付する</u>給水装置工事主任技術者免状を受けた給水装置工事主任技術者をいう。</p>	<p>第1章 2 用語の定義 略 (4) 主任技術者とは、<u>厚生省令</u>で定める、給水装置工事主任技術者免状を受けた給水装置工事主任技術者をいう。</p>
(指定給水装置工事事業者)	(指定給水装置工事事業者)
<p>第2章 2 給水装置工事事業の運営 水道法第25条の8 指定給水装置工事事業者は、<u>国土交通省令</u>で定める給水装置工事事業の運営に関する基準に従い、適正な給水装置工事事業の運営に努めなければならない。</p> <p>4 変更の届出等 水道法第25条の7 指定給水装置工事事業者は、事業所の名称及び所在地その他<u>国土交通省令</u>で定める事項に変更があったとき、又は給水装置工事事業を廃止し、休止し、若しくは再開したときは、<u>国土交通省令</u>で定めるところにより、その旨を水道事業者に届け出なければならない。</p>	<p>第2章 2 給水装置工事事業の運営 水道法第25条の8 指定給水装置工事事業者は、<u>厚生労働省令</u>で定める給水装置工事事業の運営に関する基準に従い、適正な給水装置工事事業の運営に努めなければならない。</p> <p>4 変更の届出等 水道法第25条の7 指定給水装置工事事業者は、事業所の名称及び所在地その他<u>厚生労働省令</u>で定める事項に変更があったとき、又は給水装置工事事業を廃止し、休止し、若しくは再開したときは、<u>厚生労働省令</u>で定めるところにより、その旨を水道事業者に届け出なければならない。</p>
(給水装置の構造及び材質並びに指定材料)	(給水装置の構造及び材質並びに指定材料)
<p>第3章 4 給水装置の構造及び材質の基準（水道法・水道法施行令） 水道法第16条 略</p>	<p>第3章 4 給水装置の構造及び材質の基準（水道法・水道法施行令） 水道法第16条 略</p>

新	旧
<p>水道法施行令第6条 法第16条の規定による給水装置の構造及び材質は、次のとおりとする。 一～七 略</p> <p>2 前項各号に規定する基準を適用するについて必要な技術的細目は、<u>国土交通省令（浄水の水質を保持するために必要な技術的細目にあつては、国土交通省令・環境省令）</u>で定める。</p> <p>3 <u>国土交通大臣は、前項の国土交通省令を制定し、又は改廃しようとするときは、環境大臣の水道により供給される水の水質の保全又は水道の衛生の見地からの意見を聴かなければならない。</u></p> <p>4 <u>環境大臣は、水道により供給される水の水質の保全又は水道の衛生の見地から必要があると認めるときは、国土交通大臣に対し、第二項の国土交通省令を制定し、又は改廃することを求めることができる。</u></p> <p>7 第三者認証 略 (1)～(4) 略</p> <p style="text-align: right;">※<u>国土交通省</u>給水装置データベース</p>	<p>水道法施行令第6条 法第16条の規定による給水装置の構造及び材質は、次のとおりとする。 一～七 略</p> <p>2 前項各号に規定する基準を適用するについて必要な技術的細目は、<u>厚生労働省令</u>で定める。</p> <p>7 第三者認証 略 (1)～(4) 略</p> <p style="text-align: right;">※<u>厚生労働省</u>給水装置データベース</p>
(貯水槽式給水)	(貯水槽式給水)
<p>第7章 8 貯水槽（簡易専用水道・小規模貯水槽水道）の維持管理 (1)～(4) 略 (5) 全項目の管理に関し、毎年1回以上定期的に、法第34条の2第2項に規定する地方公共団体の機関又は<u>国土交通大臣及び環境大臣</u>の登録を受けた者の検査を受けること。</p>	<p>第7章 8 貯水槽（簡易専用水道・小規模貯水槽水道）の維持管理 (1)～(4) 略 (5) 全項目の管理に関し、毎年1回以上定期的に、法第34条の2第2項に規定する地方公共団体の機関又は<u>厚生労働大臣</u>の登録を受けた者の検査を受けること。</p>

